

「次期（第3期）実行5か年計画に関する意見書」との比較

次期（第4期）実行5か年計画に関する意見書【今回作成】	次期（第3期）実行5か年計画に関する意見書【前回作成】
<p>はじめに</p> <p>神奈川県では、平成19年度以降20年間にわたる水源環境保全・再生の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱（以下、「施策大綱」という。）」と、施策大綱に基づいた「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、特別な対策を推進しています。</p> <p>水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）は、水源環境保全税を財源に行う施策に県民意見を反映させるため、平成19年度に神奈川県が設置した組織です。</p> <p>県民会議は、有識者や関係団体、公募委員からなる24名で構成され（令和2年5月現在）、5か年計画に位置付けられている特別対策事業について、実施状況を点検・評価し、その結果を県民に分かりやすく情報提供する役割を担っています。</p> <p>現行の第3期5か年計画が4年目を迎え、県民会議としては、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、次期（第4期）5か年計画の検討に際して意見を述べることは、重要な役割と認識しています。</p> <p>このため、県による次期5か年計画の検討に先立ち、県民会議では、これまでの12年間の取組について総合的な評価を実施し、その結果に基づき、次期（第4期）計画の方向性について意見を取りまとめるとともに、意見書として県に提出するものです。</p> <p>1 次期（第4期）計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</p> <p>1-1 現行の施策の評価</p> <p>水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象としたものです。このため、短期間に効果が現れるものばかりではなく、長期にわたる継続的な取組が必要とされます。</p> <p>森林関係事業については、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、シカの管理捕獲など様々な取組を進めた結果、下層植生が回復し、土壌保全が図られるなどの成果が出てきています。また、水関係事業については、河川や地下水の保全・再生、水源環境への負荷軽減への取組を着実に進めてきた結果、河川における水質の改善や地下水汚染の状況の変化など、一定の成果が見られています。</p> <p>これまでの取組により、一定の事業効果は現れていますが、施策の最終目的である「良質な水の安定的確保」に向けては、引き続き取り組むべき課題があるため、近年の台風等による自然災害の発生状況等も踏まえ、今後も施策大綱に掲げられている将来像に向けて着実に取組を進める必要があります。なお、全体の計画期間は20年と定められていることから、施策大綱期間終了後も意識し、これからの施策展開を考える必要があります。</p>	<p>はじめに</p> <p>水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）は、5か年計画に位置づけられた「県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み」事業として設置され、12の特別対策事業について実施状況を点検・評価し、その結果を県民に情報提供する役割を担っています。</p> <p>このため、県民会議は、毎年の特別対策事業の実績を中心に点検・評価を実施してきました。</p> <p>現行の5か年計画が4年目を迎え、県民会議としては、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、次期5か年計画の検討に際して意見を述べることは、重要な役割と認識しています。</p> <p>このため、県民会議では、県による次期5か年計画の検討に先立ち、これまでの8年間の取組について総合的な評価を実施し、その結果に基づき、次期計画の方向性について意見を取りまとめ、県に提出するものです。</p> <p>1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</p> <p>1-1 現行の施策の評価</p> <p>水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象としたものです。このため、短期間に効果が現れるものばかりではなく、長期にわたる継続的な取組が必要とされます。</p> <p>これまでの取組により、一定の事業効果が現れているものと認識していますが、施策の最終目的である「良質な水の安定的確保」に向けては、まだ道半ばの状況であり、引き続き取組を進める必要があります。</p> <p>このため、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本として必要な見直し・強化を行い、</p>

次期（第4期）実行5か年計画に関する意見書【今回作成】	次期（第3期）実行5か年計画に関する意見書【前回作成】
<p>また、事業費及び事業量についても一部の取組を除き、概ね計画どおりに執行・進捗していることから、財源についても、引き続き水源環境保全税により安定的に確保し、各事業に継続的に取り組むべきと考えます。</p> <p>1-2 かながわ水源環境保全・再生施策大綱 平成17年に策定された施策大綱は、水源環境を保全・再生するための平成19年度以降の20年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したものです。これまでの施策の取組状況を踏まえると、現時点において、基本的な考え方などの変更はないものと考えますが、今後の検討によっては、必要な細部の見直しを行うこともあり得ると認識しています。</p> <p>1-3 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画 (1) 基本的な考え方 これまでの取組により、森林関係事業、水関係事業ともに一定の事業効果が現れており、施策大綱に掲げられている将来像に向けて順調に取組が進められています。 なお、次期（第4期）5か年は全体の計画期間（20年間）の最後の5年にあたるため、施策大綱で掲げられている将来像に向けて、神奈川の水源環境を可能な限り向上させ、持続可能な状態とするための取組が求められます。 そこで、次期計画の策定にあたっては、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本とし、これまでの成果や課題を検証の上、必要な見直し・強化を行うとともに、施策大綱期間終了後も見据え、より実効性のある内容とする必要があります。</p> <p>(2) 計画期間 施策大綱に則り、次期計画の期間は、現行計画と同様に、5年間（令和4～8年度）の計画とすべきと考えます。</p> <p>(3) 対象施策・対象地域 ア 対象施策 水源環境保全税により実施する特別対策事業は、現行計画と同様に、「水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組」と、「水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組」とすべきと考えます。</p> <p>イ 対象地域 現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる取組については、県内水源保全地域及び県外上流域を対象地域とし、水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組については、県民の水を守る観点から、県全域及び県外上流域とすべきと考えま</p>	<p>より実効性のある内容で次期5か年計画を策定して関連事業を実施していく必要があります。</p> <p>また、財源については、引き続き水源環境保全税により安定的に確保し、各事業に継続的に取り組むことが求められます。</p> <p>1-2 かながわ水源環境保全・再生施策大綱 平成17年に策定されたかながわ水源環境保全・再生施策大綱（以下「施策大綱」という。）は、水源環境を保全・再生するための平成19年度以降の20年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したものです。これまでの施策の取組状況を踏まえると、現時点において、基本的な考え方などの変更はないものと考えますが、今後の検討によっては、必要な細部の見直しを行うこともあり得ると認識しています。</p> <p>1-3 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画 (1) 基本的な考え方 これまでの2期の取組においては、施策導入時の様々な個別の課題に、重点的・集中的に取り組んできました。 今後の取組の方向性としては、施策大綱に示された20年後の将来像に向けて、神奈川の水源環境を可能な限り向上させ、持続的な状態とするための取組が求められます。 そこで、次期計画の策定にあたっては、これまでの成果と課題を検証し、実施方法の工夫を図るとともに、必要に応じて今までの目標のあり方を見直すことが重要です。 また、水源保全地域の全体を見据えて、様々な対策を相互に連携させ、良好な水源環境づくりを進めていく必要があります。</p> <p>(2) 計画期間 施策大綱に則り、次期計画の期間は、現行計画と同様に、5年間（平成29～33年度）の計画とすべきと考えます。</p> <p>(3) 対象施策・対象地域 ア 対象施策 水源環境保全税により実施する特別対策事業は、現行計画と同様に、「水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組」と、「水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組」とすべきと考えます。</p> <p>イ 対象地域 現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる取組については、県内水源保全地域及び県外上流域を対象地域とし、水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組については、県民の水を守る観点から、県全域及び県外上流域とすべきと考えま</p>

次期（第4期）実行5か年計画に関する意見書【今回作成】	次期（第3期）実行5か年計画に関する意見書【前回作成】
<p>す。</p> <p>（4）構成事業の考え方 特別対策事業は、現行計画に基づく事業と、施策目標達成のために「一般的な行政水準」を超えて新たに取り組む事業及び拡充する事業を構成事業とする考え方を原則とすべきです。</p> <p>（5）事業費規模 令和元年度以降、国の森林環境譲与税も導入されていますが、神奈川県では水源環境保全税との両立を図り、相乗効果を創出することにより、県内全域の森林の保全・再生を図っていくことが重要です。よって、事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべきです。</p> <p>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）</p> <p>2-1 森林関係事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林整備等の効果は現れるまでに時間を要すものの、下層植生の回復や土壌保全など、施策開始時に期待されている効果は着実に確認できています。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。 ○ 森林整備等の効果をより高めるためには、引き続き丹沢山地以外も含め広範にわたり、森林整備と連携したシカ対策を実施していく必要があります。 ○ 県による公的管理が終了した私有林等について、森林の公益的機能の維持を図るため、現在行っている返還森林の巡視の試行結果等を踏まえ、森林管理の新たな仕組みの構築を検討すべきです。 ○ 間伐材の搬出促進については、大型機械の導入により水源環境保全税が適切かつ効果的に使われていると判断できますが、今後は水源環境保全税終了後を見据えた事業展開を検討していく必要があります。 ○ 令和元年10月の台風19号の影響により、水源林林地の倒木・土壌流出などの被害が発生したことから、今後想定される自然災害を踏まえ林地保全対策を強化する必要があります。 	<p>す。</p> <p>（4）構成事業の考え方 特別対策事業は、現行計画に基づく事業と、施策目標達成のために「一般的な行政水準」を超えて新たに取り組む事業及び拡充する事業を構成事業とする考え方を原則とすべきです。</p> <p>（5）事業費規模 事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、次期計画が施策大綱に基づき策定されるものであることから、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべきです。</p> <p>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）</p> <p>2-1 森林関係事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林関係事業については、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、シカ管理対策をはじめ様々な対策を進めてきました。この結果、下層植生が回復し、土壌保全が図られるなどの成果が出てきており、概ね順調に進められていると評価できます。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。 ○ 県内水源保全地域全域において森林の水源かん養や生物多様性の保全などの公益的機能を向上させるため、これまで重点的に取り組んできた私有林整備に加えて、高標高域の県有林等も含め、森林全体を見据えた総合的な観点から対策を推進すべきです。 ○ 第2期計画から始めたシカ管理と森林整備の連携の取組を踏まえ、シカ管理と森林整備、土壌保全対策を組み合わせながら、より広範囲で取り組む必要があります。 ○ 気候変動による災害頻発への懸念や台風等による災害の発生状況を踏まえ、森林の生育基盤である土壌の保全を図るため、土木的工法を含めた土壌保全対策の強化に取り組むべきです。 ○ 森林の立地条件等に応じて、混交林や巨木林など多様な樹種からなる森林への着実な誘導や、森林資源の有効利用の促進等による民間主体の森林管理への誘導に努めるべきです。また、ブナ帯の森林再生にも引き続き取り組む必要があります。 ○ 県による公的管理が終了した私有林等について、森林の公益的機能の維持を図るため、森林管理の新たな仕組みの構築を検討すべきです。

次期（第4期）実行5か年計画に関する意見書【今回作成】	次期（第3期）実行5か年計画に関する意見書【前回作成】
<p data-bbox="201 405 501 443">2-2 水関係事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="201 451 1466 621">○ 生態系に配慮した河川整備等を行った結果、水質の向上やきれいな水を好む生物が増えるなど、水環境が改善している地点も出てきています。将来にわたり良質な水を安定的に利用できるよう今後も生態系の健全化を図り、水源水質を維持・向上させる取組を続けていく必要があります。 <li data-bbox="201 674 1466 844">○ 地下水かん養対策の効果により地下水の水位は維持されており、また、これまでの汚染対策の効果により地下水の水質が改善されています。ただし、水質に関しては、環境基準値を下回っているものの基準値に近い値を推移している箇所もあるため、引き続き汚染対策が必要な箇所では対策を実施するとともに、モニタリングを継続する必要があります。 <li data-bbox="201 896 1466 978">○ 相模湖・津久井湖のリン濃度は依然として高い状況にあるため、引き続き県外上流域を含めて、相模湖・津久井湖の集水域における汚濁負荷軽減対策を進めていくことが必要です。 <li data-bbox="201 1031 1466 1247">○ 水源環境への負荷軽減の取組では、事業実施により着実に成果は上がっているものの、近年の事業進捗の遅れが課題となっていることから、その原因等の分析を行うとともに、関係市町や県外上流域の山梨県とも連携を密にし、合併処理浄化槽への転換促進のための単独処理浄化槽等の設置者に対する個別の働きかけなど、生活排水処理率のさらなる向上に向けた方策を検討すべきです。 <p data-bbox="201 1434 620 1472">2-3 県外上流域対策関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="201 1480 1466 1604">○ 相模湖等の集水域である山梨県側では、山梨県との共同事業により、整備の遅れた森林を対象とする間伐等の森林整備や桂川清流センターにおけるリン削減効果のある凝集剤による排水処理を実施し、一定の成果が出ております。 <li data-bbox="201 1656 1466 1738">○ 森林整備とシカ管理の問題は大きな課題であるため、シカの生息状況の変化などにも注視しながら、必要に応じ、山梨県や静岡県とも情報共有ならびに連携を図る必要があります。 	<p data-bbox="1489 228 2760 352">○ 水源の森林エリア内において、県が広域的な視点で進めてきた森林整備だけではなく、地域特性に応じたきめの細かい森林整備を進めるために、市町村も主体的に取組を実施できるような仕組みを検討すべきです。</p> <p data-bbox="1489 405 1789 443">2-2 水関係事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1489 451 2754 621">○ 水関係事業については、河川・水路の自然浄化対策、地下水の保全対策、県内ダム集水域における公共下水道や合併処理浄化槽整備などを着実に進めてきた結果、河川の自然環境の改善や生活排水処理の進展など、一定の成果が見られています。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。 <li data-bbox="1489 674 2754 798">○ 河川・水路における自然浄化対策については、これまでの取組により効果的な手法も確立しつつあります。今後も、工夫を重ねながら、生態系に配慮した整備を継続する必要があります。 <li data-bbox="1489 850 2754 932">○ 地下水汚染箇所においては、引き続き浄化対策を実施するとともに、その他の地域においても長期的にモニタリングを継続する必要があります。 <li data-bbox="1489 984 2754 1115">○ 県内ダム集水域における生活排水対策については、これまでの取組を継続して一層の整備促進を図る必要があります。その際、地域により進捗状況や整備促進上の課題が異なることから、地域の実情に応じたきめ細かい支援を検討すべきです。 <li data-bbox="1489 1167 2754 1249">○ 合併処理浄化槽の整備については、今後は事業所等における大規模な合併処理浄化槽整備への支援強化も検討すべきです。 <li data-bbox="1489 1302 2754 1383">○ ダム湖下流域における生活排水が、水源水質に負荷を与えている状況が見られることを踏まえ、負荷軽減に向けた支援区域の拡大を検討すべきです。 <p data-bbox="1489 1434 1908 1472">2-3 県外上流域対策関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1489 1480 2754 1696">○ 相模湖等の集水域である山梨県側では、山梨県との共同により、整備の遅れた森林を対象とする間伐等の森林整備や、桂川清流センターにおいてリン削減効果のある凝集剤による排水処理を実施しています。こうした県外上流域対策を引き続き継続し、長期的に取組の効果を見定めるとともに、酒匂川流域である静岡県の県外上流域では、水質等の状況把握を継続する必要があります。

次期（第4期）実行5か年計画に関する意見書【今回作成】	次期（第3期）実行5か年計画に関する意見書【前回作成】
<p data-bbox="201 275 863 310">2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="201 321 1466 443">○ 順応的管理の考え方に基づき、事業内容の見直しが図られていることや県民参加のもと水源環境保全・再生施策を推進する仕組みが機能していることから、施策大綱の考え方に基づく施策の推進が図られていると評価します。 <li data-bbox="201 499 1466 716">○ 水環境モニタリングについては、これまでの結果から、2次的アウトカムに関するデータが蓄積されています。今後も施策の効果を的確に把握し、県民に分かりやすく明示するため、施策の最終評価に向け、継続的に調査を実施いただく必要があります。なお、施策の最終評価に向けては、第2期に引き続き、施策評価の一つとして、「経済的手法による評価」を行う必要があります。 <li data-bbox="201 772 1466 850">○ 次期（第4期）は施策大綱期間、最後の5年となるため、県民会議でも大綱期間終了時を見据えて施策の点検・評価を行うとともに、大綱期間終了後も見据えた議論を行うべきです。 	<p data-bbox="1501 275 2163 310">2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1501 321 2760 443">○ モニタリングについては、施策の効果を的確に把握し、県民に分かりやすく明示するとともに、県民意見を施策に反映するために必要不可欠です。今後は、より総合的な観点からの評価も求められることから、長期的・継続的に行う必要があります。 <li data-bbox="1501 499 2760 577">○ 現行計画の中でこれまで県民会議が構築してきた県民参加の仕組みを、次期計画にも位置付けて継続するとともに、工夫を重ねながら発展させる必要があります。 <li data-bbox="1501 634 2760 756">○ 水源環境保全・再生施策に対する県民の理解を促進し、水源地域の重要性についての認識の共有を図るため、都市部とダム周辺部、上流と下流など、様々な交流を含めた啓発の取組をさらに拡大する必要があります。